



令和5年8月
河川空間の
オープン化
活用事例集

国土交通省
水管理・国土保全局

はじめに

国土交通省では、豊かな自然などの観光資源や、都市部の貴重なオープンスペースとしての価値を有する河川敷地において、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、快適でにぎわいのある水辺空間の創出を推進しています。

河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできません。

しかし「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようになりました。

これを「**河川空間のオープン化**」といいます。

その後平成28年には、安定的な営業活動を行うことが出来るように準則を改正し、民間事業者等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」に延長しました。

本事例集は、全国における様々な河川空間のオープン化の事例をとりまとめ、広く知らせることで、地方公共団体や地域住民、民間事業者等の多様な主体による河川敷地の一層の活用に資することを目的としています。

河川空間のオープン化とは

オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

オープン化の主な流れ

協議会等による地域の合意形成

都市・地域再生等利用区域の指定
(=オープン化の実施区域)

河川敷地の占用申請・許可

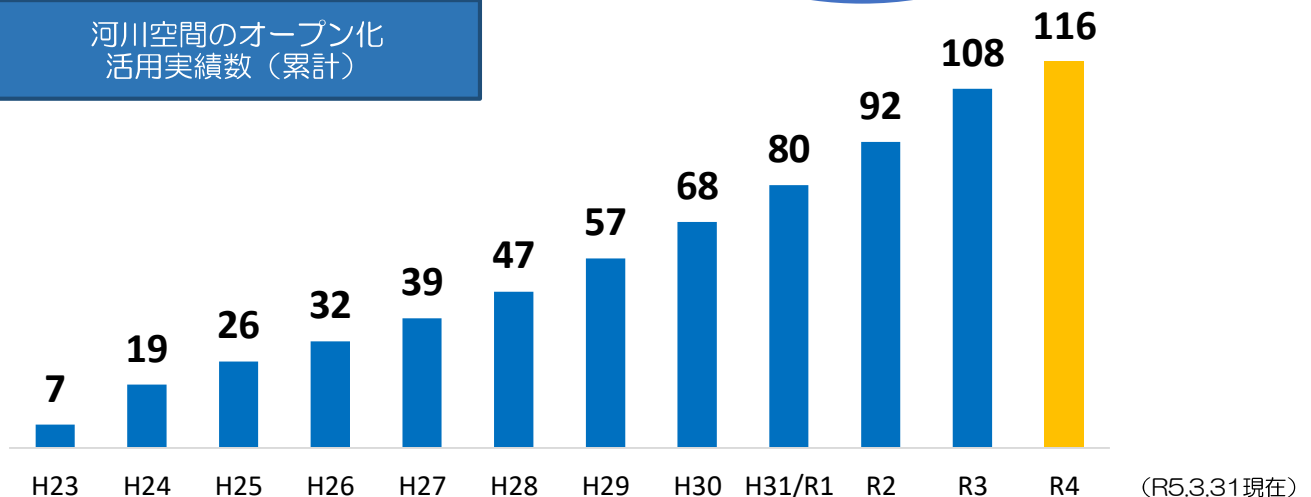
事業者等による営業活動の開始

都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④その他都市・地域の再生等のために利用する施設

令和4年度は
新たに**8箇所**で
オープン化されました！

河川空間のオープン化 活用実績数（累計）



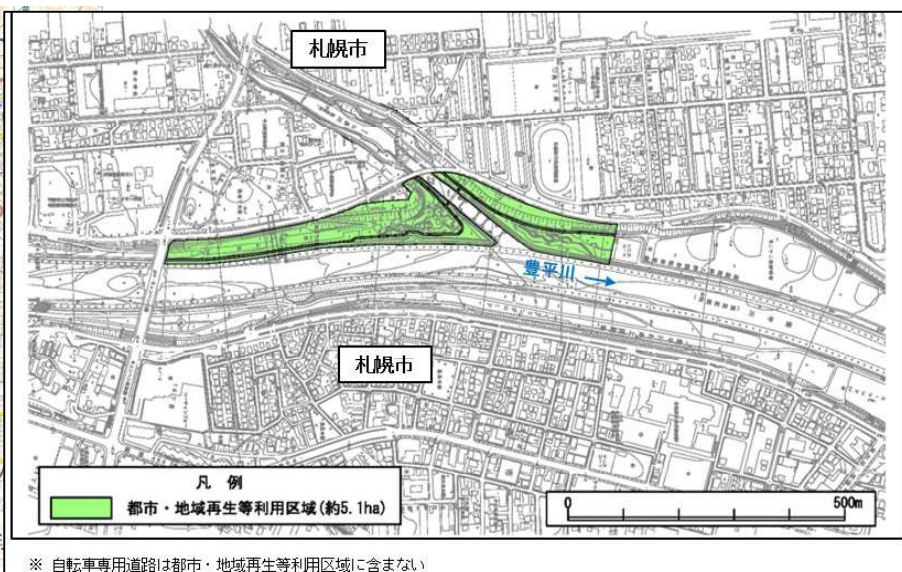
5. 北海道札幌市（一級河川 豊平川）

さっぽろし

とよひらがわ

区域名称	豊平川ウォーターガーデン
概要	札幌市の公園緑地「豊平川ウォーターガーデン」を中心として、自然とのふれあいの場や子育ての場としての機能充実と利活用促進を図るため、環境教育等のイベント開催、飲食物の販売等を実施する。
河川管理者	北海道開発局長
水系名・河川名	1級・石狩川水系・豊平川
指定範囲	札幌市中央区南26条西7丁目395-9～ 南区南30条西8丁目510-1地先
指定日	R2.1.27
占用主体	札幌市長
占用施設	広場、イベント施設、遊歩道その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（公園緑地）、これらと一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明音響施設・日よけ等
合意方法	豊平川利活用協議会
許可期間	10年
関連URL	北海道開発局HP https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kengyou/ud49g700000081ty.html

位置



水辺の様子



水遊び



キッチンカー

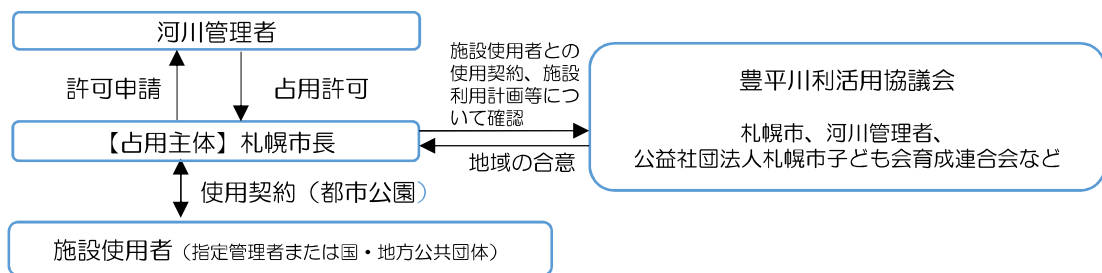


テラスゾーン

水遊びゾーン

パークゾーン

事業スキーム



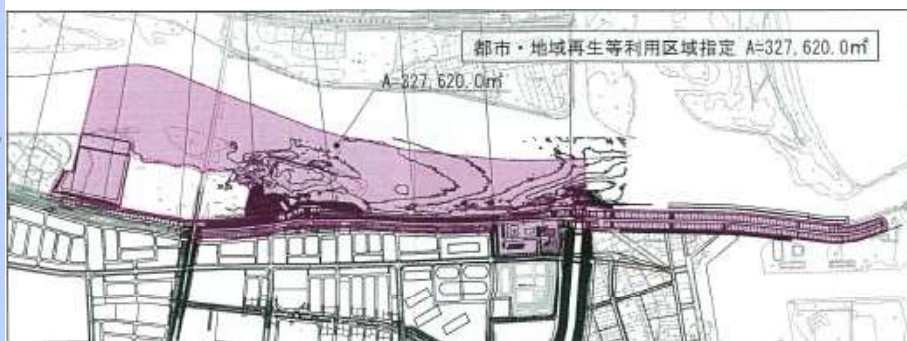
効果と今後の展開

- 「豊平川ウォーターガーデン」には、遊水路や遊具が設置され、夏には多くの家族連れが訪れる。
- 環境教育イベントの開催や民間事業者との連携による飲食物等の販売、休憩施設等の利便施設の充実により、レクリエーション・レジャー空間としての利用促進を図る。

9. 宮城県名取市（一級河川 なとりし 名取川 なとりがわ）

区域名称	閑上かわまちづくり
概要	水辺のあるまちの特徴を活かし水辺空間と一体となった賑わいのあるまちづくりを実現するため、民間事業者と連携し、名取川河口部の良好な景観を活かし、観光振興による地域活性化を図り、さらなる水辺の賑わいを創出する。
河川管理者	東北地方整備局長
水系名・河川名	1級・名取川水系・名取川
指定範囲	名取市閑上柳原下地先～閑上2丁目地先
指定日	R3.3.18
占用主体	名取市長
占用施設	名取川右岸河川敷及び河川敷と一体となす船着場等
合意方法	閑上地区まちづくり協議会
許可期間	10年
関連URL	名取市観光物産協会HP https://www.kankou.natori.miyagi.jp/news/8058 かわまちてらす閑上HP https://kawamachi-terasu.jp

位置



水辺の様子



河川空間の利用の様子



水辺のオープンカフェ

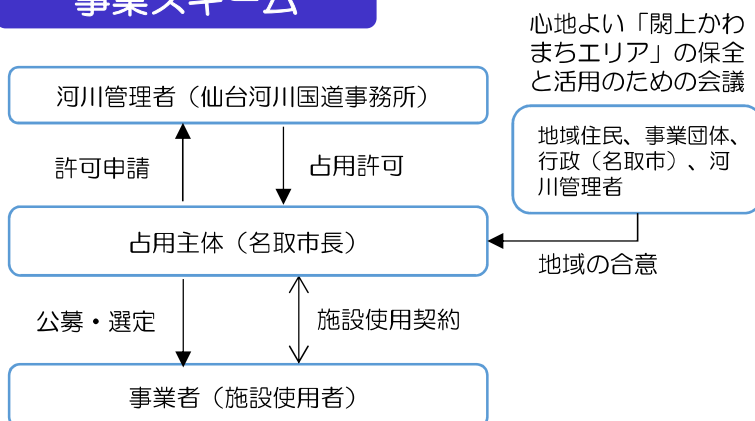


SUPを体験、川遊びを満喫する子供たち



周遊船運航状況

事業スキーム



利用者数

かわまちてらす関上
（商業施設）来客者数
（千人）

R2年度	R3年度	R4年度
475	433	494

効果と今後の展開

- 河川空間を活かした賑わいの拠点が創出されたことにより、交流人口が拡大し、魅力あるまちづくりに寄与。
- 水辺を地域の資源として十分活用し、各事業及び事業間の連携により、さらなる関上地区の観光振興そして地域活性化を図る。

53. 新潟県新潟市（一級河川 にいがたし 信濃川 しなのがわ）

区域名称	信濃川やすらぎ堤
概要	新潟市中心市街地を流れる信濃川のやすらぎ堤（緩やかな法面勾配（5割）の堤防）や萬代橋は、新潟市のシンボルである。その素晴らしいロケーションを活かしたイベントの実施や飲食店の出店等により、賑わいと憩いの場が創出され、河川区域を含む萬代橋周辺地区の一層の活性化と新潟市の魅力・活力の向上が図られる。
河川管理者	北陸地方整備局長
水系名・河川名	1級・信濃川水系・信濃川
指定範囲	萬代橋から八千代橋間の信濃川左右岸及び水面
指定日	H28.2.25
占用主体	新潟市長
占用施設	広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明、音響施設、切符売場、案内所、船上食事施設、等
合意方法	信濃川やすらぎ堤利用調整協議会
許可期間	3年
関連URL	北陸地方整備局HP http://www.hrr.mlit.go.jp/river/toshitikiisaisei_shitei/yasuragitei/index.html

位置

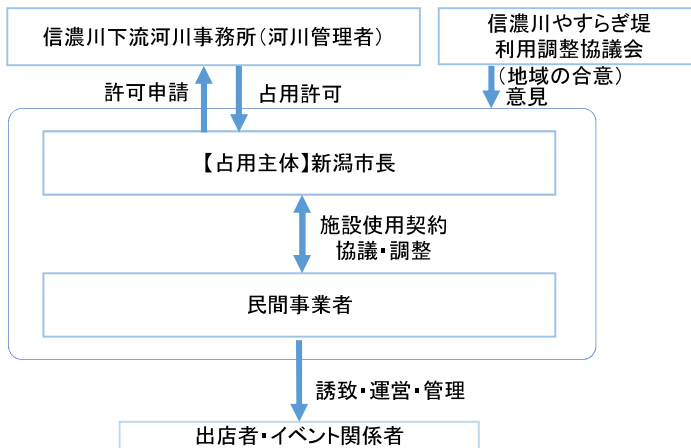


水辺の様子

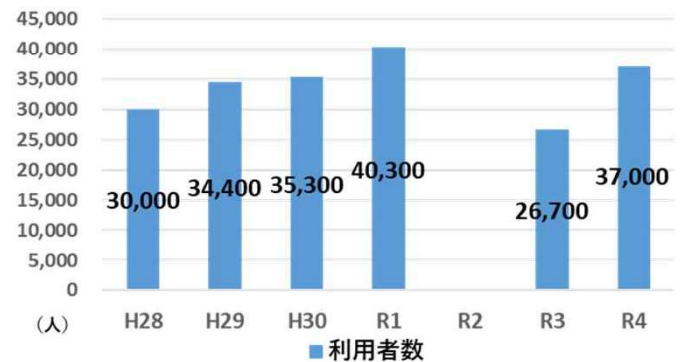
新潟市都心部の憩いの場となっているやすらぎ堤



事業スキーム



利用者数



※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業を中止

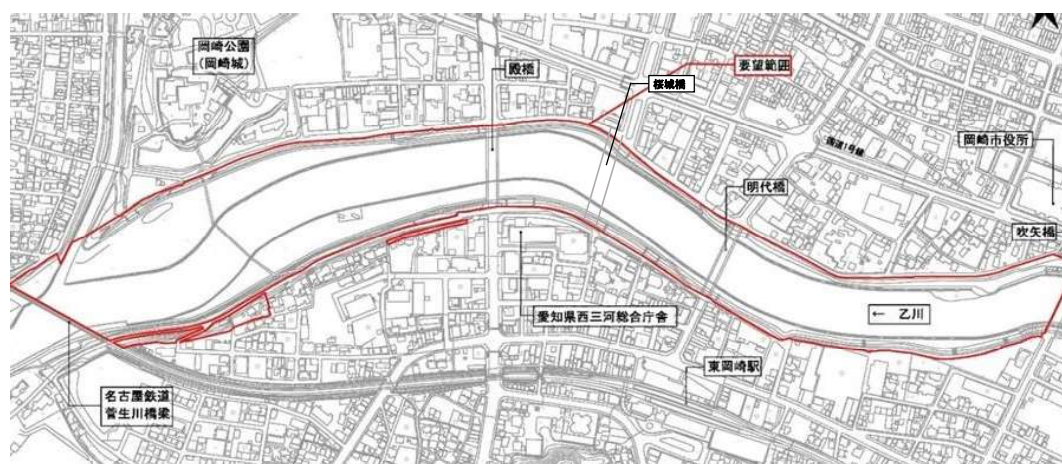
効果と今後の展開

- 占用主体（新潟市長）が公募した民間事業者と使用契約を結び、オープンカフェや売店等による店舗営業や各種アウトドアイベントを開催している。
- 水辺空間を活かした統一的な設えのもと開催する飲食出店やイベントは、コロナ禍においても多くの利用があり、利用者の満足度も非常に良好であった。
- 令和5年度以降の体制について、令和4年度末に、右岸側と左岸側で分けて事業者の公募を行った。右岸側と左岸側は立地特性や条件が異なるため、分けて公募することで、今後、より多様な利活用や賑わいの創出が期待される。

73. 愛知県岡崎市（一級河川 乙川）

区域名称	乙川リバーフロントQURUWA戦略地区
概要	中心市街地のだ真ん中にもかかわらず、広大な水辺空間が広がる「乙川」を最大限に活かした公民連携のかわまちづくりを平成28年度から展開している。その取り組みとして様々なプログラムが乙川の河川空間で生き生きと行われている。
河川管理者	愛知県知事
水系名・河川名	1級・矢作川水系・乙川
指定範囲	市道明大寺吹矢橋線（吹矢橋）～名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁
指定日	H27.11.26
占用主体	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会事務局 岡崎市、代表者 岡崎市長
占用施設	広場、遊歩道、船着場、船舶係留施設（係留環、係留杭）、船舶上下架施設（斜路を含む）、前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・広告板・仮置き型照明施設・仮置き型音響施設・バーベキュー場・切符売場・案内所・船舶等の調整・修繕等のための仮設施設、船上食事施設、多目的のフロート施設、通路橋、エアアーチ、その他施設
合意方法	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会
許可期間	10年
関連URL	愛知県HP https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000088738.html

位置



水辺の様子

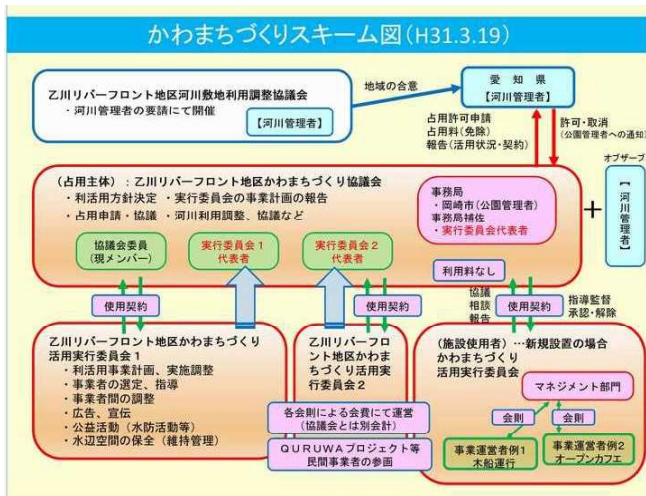


(R4.7.24 川あそび)

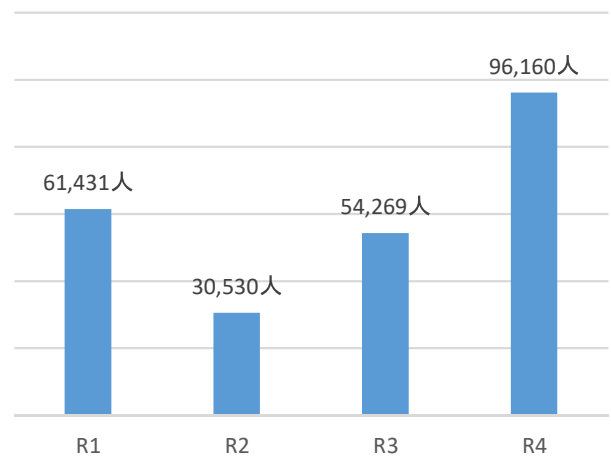


(R4.5.25 ナイトマーケット)

事業スキーム



利用者数



効果と今後の展開

- マルシェやキャンプ、水上アクティビティ等、日々の気持ちによって過ごし方が選べる空間を創出することができている。
- 民間事業者主体の活動による、公民連携の持続可能なかわまちづくりを展開する。

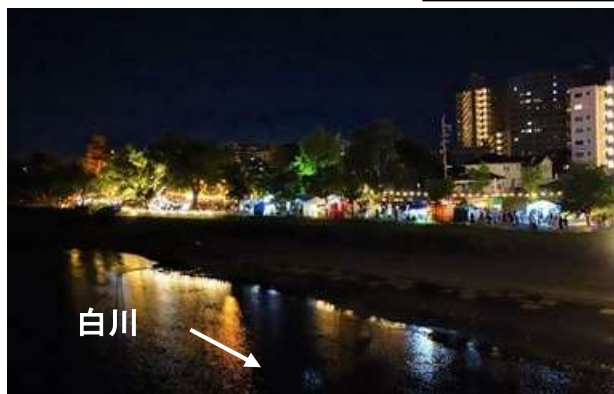
112. 熊本県熊本市（一級河川 白川）

区域名称	白川「緑の区間」
概要	熊本市では、白川「緑の区間」の河川敷地において、年間を通じた利活用が検討されてきたところであり、熊本市の更なる活性化や地域交流の促進を図るため、都市・地域再生等利用区域の指定を行ったもの。
河川管理者	九州地方整備局長
水系名・河川名	1級・白川水系・白川
指定範囲	大甲橋～明午橋
指定日	R4.2.10
占用主体	白川「緑の区間」利活用推進協議会
占用施設	広場及び広場と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ等
合意方法	白川「緑の区間」利活用推進協議会
許可期間	5年
関連URL	九州地方整備局HP https://www.csr.mlit.go.jp/site_files/newsttopics_files/20220210/22021001.pdf

位置



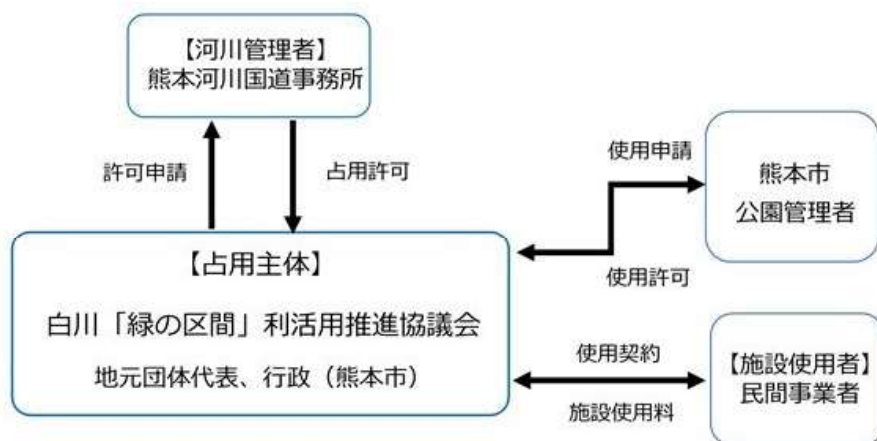
水辺の様子



白川夜市の様子



事業スキーム



利用者数



効果と今後の展開

区域指定により、熊本市民や民間事業者のアイデアや活力を最大限生かしながら利活用が促進され、中心市街地の活性化と水辺の賑わいのあるまちづくりに大いに寄与するものと期待される。

河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号 建設事務次官通達・抄）

<第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る
占用の特例>

第二十二（都市・地域再生等利用区域の指定等）

河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
 - 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道
 - 四 船着場
 - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 七 日よけ
 - 八 船上食事施設
 - 九 突出看板
 - 十 川床
 - 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）
- 4 都市・地域再生等占有主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
 - 一 第六号に掲げる占有主体
 - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 三 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占有方針の策定及び都市・地域再生等占有主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

第二十三（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可）

河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占有主体が占用の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占有方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができる。

第二十四（占用の許可の期間）

第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

第二十五（占有者以外の施設利用）

第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - 二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。）が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占有施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。